

きまた ゆみ
木俣 由美

法学部 教授

修士（法学・京都大学）
商法・会社法

学内における活動

□カリキュラム委員会委員

学外における活動

□日本私法学会会員

□日本笑い学会理事

主要な研究業績

□「株式買取請求権の現代的意義と少数派株主の保護」
京都大学法学論叢 141 巻
4号30-46頁 14
3巻2号81-97頁。

□「株主総会および株主の機能分化からみた株主提案権の意義」国際研究論叢
13号71-93頁。

□「適切な経営監視のための株主の情報収集権—会計帳簿閲覧権を中心に—」産大法学 38巻1号, 1-41頁

最近の研究業績

□「取締役会議事録閲覧・謄写権の「必要性」の要件の検討—株主代表訴訟提起権の濫用規制を参考に—」
『企業法の現在—青竹正一先生古稀記念—』（信山社）

□「商法と改正会社法24条における商号続用の関係」論点体系会社法・補巻（第一法規）

□研究テーマ

株主の権利とコーポレートガバナンス

□研究の取組み

会社の健全な経営を目指すコーポレートガバナンス（企業統治）をいかに実現するかは、重要なテーマであるが、その一つのアプローチとして経営陣の責任体制に照準を合わせるものがある。他方、株主自らによるチェック機能を十全にするアプローチもあり得る。私は、特に後者のアプローチに力点を置き、株主自らによるチェック機能がどこまで働き得るかについて研究している。健全な経営を実現し、会社経営者のほしいままにさせない状態を保つには、結局は会社の実質所有者である株主（特に現経営陣の輩出基盤である多数派株主に対抗する少数派株主）が、最も強く利害関係を持つ立場にあるからである。また、かつては株主総会の形骸化が叫ばれてきたが、近時は多数派またはそれに類する株主たちといえど、機関投資家や外国人株主をはじめとする投資ファンドの台頭、彼らによる株主質問権や株主提案権の行使、株主オンブズマンたちによる代表訴訟など、時代を取り巻く環境は日々変わってきている。私の研究は、どのような株主がどのような株主の権利をどのように行使することが、コーポレートガバナンスにより大きく寄与するかである。特に、少数派株主が多数派により締め出されることがなく健全に権利行使できることが、ひいては経営チェックにつながるとの観点から少数派株主の保護を一貫して研究の視野に入れている。ただ、その一方で、株主の権利行使は、行き過ぎると会社の利益

を阻害することになり、本末転倒になってしまう。例えば、会計帳簿閲覧請求権などは、会社の取引高や仕入れ値など企業秘密に関わる詳細な事項まで知り得る権利であり、たとえそれが一定数の株主を有する株主のみが行使できる「少数株主権」であるとしても、やはり権利の濫用的な行使が懸念される面がある。そこで、このような権利は企業統治の面から貢献するとしても、一定の歯止めの下に行行使される必要があると解釈されなければならないわけである。同様に、株主代表訴訟提起権もその行使方法において濫訴の恐れがないか吟味されなければならない。一概に株主の権利がコーポレートガバナンスの面で効果があるといっても、一つひとつ、個別に検討する緻密さが必要となってくるのである。また前述のように、権利行使を行う株主が少数派株主である場合、多数派または経営陣の工作により締め出しを被ることが頻繁に見られる。行き過ぎた資本多数決が行われる場面である。少数派株主を保護することそのものに、経営陣の行為を規制するというコーポレートガバナンスの観点からの意義があると思われる。少数派株主の立場や利益を保護するスタンスは、会社法の研究において重要なことであると考えられるわけである。この点から、私は早い段階からの研究テーマとして、株主の権利行使、特に少数派株主の権利行使に目を向け、研究を進めてきた。